

土地利用に関する届出判定表(平成30年4月)

この表は景観法・景観条例、屋外広告物条例、土地利用調整条例、リニア新条例により、届出が必要となる行為を簡易的にまとめたものです。

「該当条例」に記載された数値の規模を超える場合、それぞれ届出が必要となります。

簡易的な表ですので、詳細はホームページをご覧ください。

行為の種類		規模		該当条例		
				景観条例	調整条例	リニア新条例 ※1
建築物	建築面積	m ²	500	500	500	
	床面積	m ²	500		500	
	高さ	m	10	10	10	
	外観の変更	m ²	400		400	
	大規模の修繕又は大規模の模様替				建築基準法第6条第1項の規定により建築確認申請が必要なもの	
	用途の変更				建築基準法第87条第1項において準用する同法第6条第1項の規定により建築確認申請が必要なもの	
	解体(着手する7日前まで)				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条第1項第1号の規定により届出が必要なもの	
工作物 (番号はホームページ参照)	煙突等 ①～④	高さ	m	10	10	
	コンクリートプラント、自動車車庫等 ⑤～⑧	高さ	m	10	10	
		築造面積	m ²	500	500	
	電気供給・電気通信施設 ⑨	高さ	m	20	20	
	擁壁 ⑩ (開発行為・土地の形質の変更に限る)	高さ	m	4	4	
		高さ・長さ	m	(高さ)(長さ) 3 かつ 30	(高さ)(長さ) 3 かつ 30	
	太陽光発電施設 ⑪	高さ	m	10	10	
		設置面積	m ²	500	500	
開発行為	土地の面積	m ²	500	500	500	
	法の高さ	m	4		4	
	法の長さが30mを超える場合における法の最高高さ	m	3		3	
	住宅の計画戸数	戸		5	5	
	土地の形質の変更					
	土地の面積	m ²	1,000	1,000	500	
	法の高さ	m	4		4	
	法の長さが30mを超える場合における法の最高高さ	m	3		3	
木竹の植栽			※2		※2	
木竹の伐採	伐採する面積	m ²	1,000		1,000	
物件の堆積	堆積する高さ	m	3		3	
	堆積する面積	m ²	500		500	
埋立・干拓	埋立・干拓する面積	m ²	1,000		1,000	
特定照明	照明の対象面積	m ²	50		50	
行為の種類		規模		屋外広告物条例		
屋外広告物	非自己用	広告塔、広告板等	高さ	m	4	
			一の面の表示面積	m ²	5	
		建築物・工作物の外観への広告物等の表示又は設置	一の面の表示面積	m ²	5	
			50m以内における表示面積の合計	m ²	10	
	自己用	広告塔、広告板等	高さ	m	4	
			敷地内における表示面積の合計	m ²	15	
発光体を用いた動画による広告物等		発光部分の面積	m ²	3		

※1リニア新条例については当該行為に着手する日の45日前(解体にあつては、当該行為に着手する日の7日前)までに届出が必要となります。

※2「木竹の植栽」につきましては、景観に関する届出が必要となる行為(「特定照明」「屋外広告物」を除く)に伴って木竹の植栽を行う場合、併せて届出が必要となります。